

改正

平成7年3月29日規則第18号
平成9年3月28日規則第14号
平成14年3月28日規則第19号
平成16年7月15日規則第44号
平成17年3月30日規則第33号
平成18年3月30日規則第30号
平成20年11月27日規則第96号
平成23年3月30日規則第17号
平成24年3月30日規則第15号
令和3年12月27日規則第43号
令和5年12月27日規則第54号

大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市柳橋ふれあいプラザ条例（平成5年大和市条例第32号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申込書)

第2条 条例第6条の申込書は、指定管理者指定申込書とする。

(申込書に添えて提出する書類)

第3条 条例第6条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申込みを行う団体の活動実績及び経営状況を説明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(利用時間)

第4条 大和市柳橋ふれあいプラザ（以下「プラザ」という。）の利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、利用時間を臨時に変更することができる。

- (1) 浴室 午前10時から午後4時まで
- (2) 浴室以外の施設 午前10時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用時間を臨時に変更することができる。

(使用申請)

第5条 条例第17条の規定によりプラザの使用（特別な設備等を設け、又は既存の設備等を使用するときを含む。）の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める手続を行わなければならない。

- (1) 条例別表第1に掲げる施設（以下「集会室等」という。） 次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める期間内にプラザ使用申請書を指定管理者に提出すること。

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市内に事務所を有する事業者等の団体 使用日の6月前から前日（休館日の場合は、

その前日)まで

イ 第15条第1号に規定する事業に使用するもの 使用日の1年前から前日(休館日の場合は、その前日)まで

ウ ア及びイに掲げるもの以外のもの 使用日の3月前から前日(休館日の場合は、その前日)まで

(2) 集会室等以外の施設 使用する前に次条に規定する利用者カードを提示し、受付簿に所定事項を記載すること。

(利用者カードの交付)

第6条 集会室等以外の施設を使用しようとする者は、あらかじめ利用登録票を提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

(登録内容の変更)

第7条 利用者カードの交付を受けた者が、登録内容を変更したいときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(利用者カードの再交付)

第8条 利用者カードの交付を受けた者が、利用者カードを紛失したときは、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。

(利用者カードの譲渡等の禁止)

第9条 利用者カードの交付を受けた者は、その利用者カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(使用の承認等)

第10条 指定管理者は、第5条第1号の規定による使用申請があったときは、その適否を決定し、プラザ使用決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 集会室等の使用時間は、準備及び原状に回復するための時間を含むものとする。

3 集会室等の使用者は、使用の際、第1項に規定するプラザ使用決定通知書を携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(遵守事項)

第11条 使用者又は使用者の使用目的に応じて入場した者(第17条において「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された使用目的以外に施設、附属設備その他の器具等を使用しないこと。

(2) 附属設備その他の器具等を当該施設外に承認を得ずに持ち出さないこと。

(3) 火気を承認を得ずに使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。

(4) 施設及び附属設備に承認を得ずにはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。

(5) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上不適当な行為をしないこと。

(管理上の入室)

第12条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に入室することができる。

(使用の変更又は取消し)

第13条 使用者が使用日時等の変更又は取消しをしようとするときは、プラザ使用変更(取消)承認申請書をあらかじめ指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による承認申請があったときは、その適否を決定し、プラザ使用変更

(取消) 決定通知書により当該使用者に通知するものとする。

(使用料の納付)

第14条 使用者は、条例第24条第1項本文の規定による使用料を前納しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

2 使用の承認後に使用の内容を変更したため、追加して納入する使用料については、市長が指定する期日までに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第15条 条例第24条第1項ただし書の規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を減額する。

(1) 市が主催し、又は共催する事業に使用するとき。 使用料の全額

(2) 指定管理者が主催する事業のうち、市長が必要と認める事業に使用するとき。 使用料の全額

(3) 地域における自治活動その他公共的活動を目的とする団体が、その目的のために使用するとき。 使用料の2分の1の額

(4) 市の出資した一般財団法人及び一般社団法人並びに社会福祉法人が使用するとき。 使用料の2分の1の額

(5) 国又は地方公共団体が主催する事業に使用するとき。 使用料の2分の1の額

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めたとき。 使用料の全額

(使用料の還付)

第16条 条例第24条第2項ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当するときに使用料の全額を還付する。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 第13条の規定により使用日の3日前までに使用の取消しの承認申請をし、指定管理者が承認したとき。

(破損又は滅失の届出)

第17条 指定管理者又は使用者若しくは利用者は、プラザの施設又は付属設備その他の器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(様式)

第18条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は第1号様式については市長が、第2号様式から第6号様式までについては指定管理者が別に定める。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年規則第18号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第14号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年規則第19号)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の規定は、平成14年4月1日以後の使用の申請に係るものについて適用し、同日前に行われた使用の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則（平成17年規則第33号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第30号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第96号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第17号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第15号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和3年12月27日規則第43号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、本則の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月27日規則第54号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、本則の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第18条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	指定管理者指定申込書	第2条
第2号様式	プラザ使用申請書	第5条及び第10条
第3号様式	利用者カード	第5条から第9条まで
第4号様式	プラザ使用決定通知書	第10条
第5号様式	プラザ使用変更（取消）承認申請書	第13条
第6号様式	プラザ使用変更（取消）決定通知書	第13条